

重要事項説明書

桑の実戸田公園保育園 重要事項説明書

1 事業者の運営主体

名 称	社会福祉法人 桑の実会
所 在 地	所沢市東狭山ヶ丘 6-2835-2
電 話 番 号	04-2921-1160
代 表 者 氏 名	理事長 濱野 賢一
定款の目的に定めた事業	第二種社会福祉事業 ・ 保育所の経営 ・ 地域子育て支援拠点事業の経営 ・ 一時預かり事業の経営

2 施設の目的及び運営の方針

施 設 の 目 的	本園は児童福祉法に基づいて乳児及び幼児の福祉事業を行うことを目的とする。
運 営 方 針	“その子らしさをたいせつに” 心身ともに健康な子どもの育成を図る為、職員一丸となって保育を行う。

3 提供する保育の内容

名 称	桑の実戸田公園保育園
所 在 地	戸田市上戸田5-18-7
電 話 番 号	Tel 048-446-3200 Fax 048-446-3205
認 可 年 月 日	平成23年4月1日
施 設 長 氏 名	鈴木 公江
入所定員	0歳児 いちご組 6名 (6名) 1歳児 みかん組 12名 (16名) 2歳児 ばなな組 16名 (18名) 3歳児 めろん組 18名 (20名) 4歳児 ぶどう組 18名 (20名) 5歳児 りんご組 20名 (20名) 計90名 計100名 ※弾力化運用の為、100名まで受入れ可能となります。
取扱う保育事業の種類	一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業
自己評価の概要	職員による保育内容の自己評価を年2回実施
嘱託医	篠医院 篠 興太 三空歯科 平井 直樹

重要事項説明書

4 職員の職種、員数及び職務の内容

施設長	1人(資格 保育士・幼稚園教諭)
保育士	17人
栄養士	1人
調理員	3人
事務員	1人

埼玉県児童福祉法施行条例、埼玉県保育所設置認可基準及びその他法令等の定める基準を順守し、保育に必要な職員として、左記、最低基準以上の配置を行っています。

5 開所日・開所時間

開所日 開所時間	月曜日～金曜日 7時00分～20時00分 土曜日 7時30分～18時30分
延長保育時間	月曜日～金曜日 18時00分～20時00分 土曜日 18時00分～18時30分
休所日	日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
保育短時間認定の保育時間	8時30分～16時30分

6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種 類	理由・金額
種 類	理由・金額
保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
標準時間認定の延長保育料	18時00分～19時00分 スポット 250円 月極 2,500円 18時00分～20時00分 スポット 400円 月極 4,000円
短時間認定の延長保育料	7時00分～8時30分 スポット 250円 16時30分～18時00分 スポット 250円
	延長保育料は登降園システム「ルクミー」にて管理し、料金が発生するシステムです。保育標準時間、保育短時間とも同様です。該当する時間になりますと料金が発生します。 交通状況、電車遅延の場合も保育になりますのでご利用された場合は大災害を除き料金が発生します。
その他の料金	カラー帽子代 自由画帳(実費) <幼児クラス> 3歳児めろん組・4歳児ぶどう組・5歳児りんご組 主食費 1,000円/月 副食費 5,000円/月 ICカード 550円(紛失・破損した場合) ランチ参観・保育士体験での保護者食事 300円 下着代 250円
(全て税込)	紙おしぼり <0・1歳児クラス> 200円/月 <2歳児クラス> 150円/月

重要事項説明書

保 育 料	保育料はお住まいの各自治体が決定します。
標準時間認定の延長保育料	18時00分～19時00分 スポット250円 月極2,500円 18時00分～20時00分 スポット400円 月極4,000円
短時間認定の延長保育料	7時00分～8時30分 スポット250円 16時30分～18時00分 スポット250円
	延長保育料は登降園システム「キッズリー」にて管理し、料金が発生するシステムです。 保育標準時間、保育短時間とも同様です。該当する時間になりますと料金が発生します。 交通状況、電車遅延の場合も保育になりますのでご利用された場合は大災害を除き料金が発生します。
その他の料金	カラー帽子代 880円 ICカード 550円（紛失・破損した場合） ランチ参観・保育士体験での保護者食事 300円 下着代 250円
	〈幼児クラス〉 3歳児めろん組・4歳児ぶどう組・5歳児りんご組 主食費 1,000円/月 副食費 4,500円/月
	〈5歳児クラス〉 メロディオン唄口 495円
(全て税込)	〈0歳児クラス〉 連絡ノート 420円
	紙おしぼり 〈0・1歳児クラス〉200円/月 〈2歳児クラス〉150円/月

7. 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども、子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体の計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育、教育を提供します。

〈食育〉 年齢に応じて、野菜栽培・調理保育を行う他、食材に触れて総合的な食育を行います。

〈教育〉 5歳児 絵手紙教室
3・4・5歳児 体操教室

〈製作〉 0歳児～5歳児まで、年齢にあった製作をします。

〈健康づくり〉 毎日の戸外遊び・散歩を多く取り入れて、のびのびと心身共に健康な子どもの育成に努めます。

重要事項説明書

8. 主な行事

4月	*入園式	10月	*運動会 *ランチ参観 *5歳児個人面談 ・1~3歳児歩き遠足
5月	*参観・クラス懇談会 ・交通安全教室 ・4・5歳児歩き遠足	11月	・健康診断 ・歯科検診 ・音楽会
6月	・健康診断	12月	*発表会 ・もちつき ・クリスマス会
7月	・プール開き ・七夕集会 ・5歳児お泊り保育	1月	*0~4歳児個人面談
8月	・夏祭り	2月	・節分 *クラス懇談会
9月	*敬老お招き会 *引き取り訓練	3月	・ひなまつり ・5歳児お別れ遠足 ・0歳児歩き遠足 *卒園式

*印は保護者参加行事です。

- 毎月、誕生会・避難訓練・身体測定を行います。
- 日程が変更する場合があります。

9. 緊急時等における対応方法

- (1) 保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承ください。

<緊急連絡先>

蕨警察	電話 110番 もしくは 048-444-0110
戸田消防署戸田消防本部	電話 119番 もしくは 048-420-2119
警備保障 セコム	電話 048-446-3633

重要事項説明書

10 非常災害対策

防火管理者	鈴木 公江
消防計画届出年月日	戸田消防署 平成23年4月18日 提出
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。その他、散歩時の避難訓練、不審者対応訓練を実施しています。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・非常用電源・誘導灯その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理
避難場所	第1避難場所・・・桑の実戸田公園保育園 第2避難場所・・・戸田市立戸田第一小学校

11 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修を行っています。

12.その他保育施設の運営に関する重要事項

事項	内容
食事の提供	離乳食より提供します。冷凍母乳のお預かりはしていません。
アレルギー対応	医師の生活管理指導表を提出して頂き、栄養士・園長との面談を行い、除去食を提供します。 家庭との連絡を密にとり、献立表を基に献立食材の確認を行っています。
健康診断	年二回、嘱託医による健康診断を行います。 年一回、嘱託医による歯科検診を行います。 毎月担任による身体測定を行います。
安全保障	賠償責任保険加入
相談・苦情受付制度	苦情受付担当者 氏名 小泉 聡子 (主任) 石川 真実 (事務員) 苦情受付責任者 氏名 鈴木 公江 (園長)

重要事項説明書

	<p>電話 048-446-3200 法人内対応者 氏名 宇野 ひろみ (保育部長・せきや保育園園長) 電話 03-3888-6210 第三者委員への連絡窓口 杉本 孝一郎 (評議員選任・解任委員) 電話 04-2923-8086 小林 ゆき彥 (評議員選任・解任委員) 電話 04-2928-6442</p>
--	---

13.その他の事項は、保育園のしおりに記載されております。